

生活支援事業所わたぼうし 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人介護支援事業所たんぼぼが行う指定生活介護の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が協力し、利用者に対し適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定生活介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービスの提供に努める。

(2) 指定生活介護事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

(3) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(4) 前三項のほか、「奈良県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する条例（平成24年12月奈良県条例第37号）」に定める内容を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 生活支援事業所 わたぼうし

(2) 所在地 奈良県磯城郡三宅町上但馬 176 番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（兼務）

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1名（委託）

医師は、通所者に対し健康管理及び栄養上の指導を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、医師の指導のもと、通所者と職員の健康管理、保健衛生、医療、看護及び介護等についての全ての業務にあたる。

(4) 生活支援員 5.5名以上

生活支援員は、利用者の日常生活における生活指導を行うとともに利用者の心身の特性に応じた訓練を行う。

(5) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、生活介護計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明す

の特性に応じた指定生活介護の提供ができる体制を整える。

(生活介護計画の作成等)

第9条 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者が自立した日常生活を営むことができるように、具体的な生活介護計画を作成する。

- (2) 指定生活介護は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう適切に行う。
- (3) 指定生活介護事業者は、それぞれの利用者に応じた生活介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族に対し、その内容等について説明する。
- (4) 従業者は、それぞれの利用者について、生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、利用者から当該指定介護に係る利用者負担額の支払を受ける。

- (2) 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の規定により算定された額又は法第30条第3項第1号の規定により算定された額に90分の100乗じて得た額の支払いを受ける。
- (3) 食事の提供に関する費用は、一食当たり500円を徴収する。
- (4) 創作的活動又は生産活動に係る材料費 1回当たり100円を徴収する。
(生活介護の場合のみ)
- (5) 通常の事業実施地域以外の利用者への送迎に関しては、福祉有償運送による距離数に基づき徴収する。
- (6) 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- (7) 前各項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
- (8) 第1項～第6項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付する。

(生活介護の工賃の支払い)

第11条 事業者は、指定生活介護の生産活動に従事している利用者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスを利用するにあたって次の事項に留意するものとする。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと

して行う事が出来るものとする)を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に白貝必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第19条 指定生活介護事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

(2) 指定生活介護事業者は、その提供したサービスに関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(3) 指定生活介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(勤務体制の確保)

第20条 指定生活介護事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定め、当該施設の従業者に対し、その資質の向上のために研修の機会を次のとおり確保する。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内

②継続研修 年1回

(秘密の保持)

第21条 指定生活介護の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(2) 指定生活介護事業者は、従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

生活支援事業所わたぼうし 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人介護支援事業所たんぼぼが行う指定生活介護の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が協力し、利用者に対し適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定生活介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービスの提供に努める。

(2) 指定生活介護事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

(3) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(4) 前三項のほか、「奈良県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する条例（平成24年12月奈良県条例第37号）」に定める内容を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 生活支援事業所 わたぼうし
- (2) 所在地 奈良県磯城郡三宅町上但馬 176 番地の 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 医師 1名（委託）

医師は、通所者に対し健康管理及び栄養上の指導を行う。

- (3) 看護職員 1名以上

看護職員は、医師の指導のもと、通所者と職員の健康管理、保健衛生、医療、看護及び介護等についての全ての業務にあたる。

- (4) 生活支援員 5.5名以上

生活支援員は、利用者の日常生活における生活指導を行うとともに利用者の心身の特性に応じた訓練を行う。

- (5) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、生活介護計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明す

るほか、利用者の心身の状況及び当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握、事業所に対する指定生活介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の定員は 20名とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日

【ただし、年末年始(12/29～1/3)を除く。】

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(指定生活介護の内容)

第7条 指定生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 排せつ又は食事等の介護

(2) 創作的活動及び生産活動の機会の提供

(3) その他身体機能及び生活能力向上のために必要な援助

【事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には第2項を以下のとおり定める。】

2 事業所において生活介護を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

(1) 生活介護

①身体障害者(18歳未満の者を除く)

②知的障害者(18歳未満の者を除く)

③精神障害者

④難病等対象者

(指定生活介護の取扱方針)

第8条 指定生活介護は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう適切に行う。

(2) 指定生活介護事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(3) 指定生活介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況及びその置かれている環境の応じて適切に行う。

(4) 従業者は、指定生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(5) 指定生活介護の提供に当たっては、援助技術の進歩に対応し、適切な援助技術をもってサービスの提供を行う。

(6) 常に利用者の心身の状況を適格に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の心身

の特性に応じた指定生活介護の提供ができる体制を整える。

(生活介護計画の作成等)

第9条 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者が自立した日常生活を営むことができるように、具体的な生活介護計画を作成する。

- (2) 指定生活介護は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう適切に行う。
- (3) 指定生活介護事業者は、それぞれの利用者に応じた生活介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族に対し、その内容等について説明する。
- (4) 従業者は、それぞれの利用者について、生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、利用者から当該指定介護に係る利用者負担額の支払を受ける。

- (2) 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の規定により算定された額又は法第30条第3項第1号の規定により算定された額に90分の100乗じて得た額の支払いを受ける。
- (3) 食事の提供に関する費用は、一食当たり500円を徴収する。
- (4) 創作的活動又は生産活動に係る材料費 1回当たり100円を徴収する。
(生活介護の場合のみ)
- (5) 通常の事業実施地域以外の利用者への送迎に関しては、福祉有償運送による距離数に基づき徴収する。
- (6) 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- (7) 前各項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
- (8) 第1項～第6項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付する。

(生活介護の工賃の支払い)

第11条 事業者は、指定生活介護の生産活動に従事している利用者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスを利用するにあたって次の事項に留意するものとする。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと

- (3) サービス管理責任者とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意をすること
- (5) 常備薬、その他サービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要であると認めたものは持参するようにすること。
- (6) 緊急時の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) 第14条で定める非常災害対策に可能な限り協力をする。

(通常の事業実施地域)

第13条 通常の事業実施地域は、磯城郡（田原本町、三宅町、川西町）の地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第15条 指定生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止のための措置)

第16条 指定生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行う事が出来るものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の為の指針の整備。
- (3) 事業所において、従業者に対し虐待防止の為の研修を年に1回以上定期的に実施する。
- (4) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束などの禁止)

第17条 指定生活介護事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束など」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束などを行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体拘束などの適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用

して行う事が出来るものとする)を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に白貝必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第19条 指定生活介護事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

(2) 指定生活介護事業者は、その提供したサービスに関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(3) 指定生活介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(勤務体制の確保)

第20条 指定生活介護事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定め、当該施設の従業者に対し、その資質の向上のために研修の機会を次のとおり確保する。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内

②継続研修 年1回

(秘密の保持)

第21条 指定生活介護の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(2) 指定生活介護事業者は、従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(記録の整備)

第 2 2 条 指定生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸書類を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(その他)

ハラスメント対策について

事業所は、適切な指定生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な派にを超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

この規程で定める事項のほか、指定生活介護の運営に関する重要事項は特定非営利活動法人介護支援事業所と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則 この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する